原子力規制庁に対する敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る 今後の審議等に関するお願いについて

当社は、敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関し、本日、再度、原子力規制庁櫻田審議官と面談を行い、副社長の市村より添付のお願いを行いましたので、お知らせいたします。

【お願い事項】

- ・平成25年7月16日付異議申立ての却下決定に対する当社意見書への文書回答について
- ・鈴木毅彦首都大学東京教授とのメールのやりとりに関係する文書、情報の 公表について
- ・破砕帯調査に関する専門家による現地調査及び審議の実施について
- ・破砕帯調査に関する今後の審議までの具体的手順、スケジュールについて

【これに対する回答】

当社の上記お願い事項に対し、原子力規制庁からは以下の回答がありました。

- ・意見書の対応については、10月2日の原子力規制委員会決定に基づく却 下の理由の中でこたえている。
- ・鈴木毅彦首都大学東京教授とのメールのやりとりの公表については、原子 力規制庁が、私人である鈴木教授及び宮内教授(有識者会合のメンバー) に確認する権限は無い。
- ・11月26日~27日の現地確認は、原子力規制庁職員のみで実施。今後の審議プロセスの明確化については、現地確認以降のことは何も決まっていない。論点整理をして原子力規制委員会にあげる前には、原電と議論はしたい。

〇添付資料 (本日の提出資料)

本日のお願い事項

以 上

本日のお願い事項

本日は、以下の事項についてお願いをしたいと考えております。

1. 平成25年7月16日付異議申立ての却下決定に対する当社意見書の対応について 当社は、本件決定は違法な行政処分であると考えていることから、先日の面談におい て意見書を原子力規制委員会に提出させて頂きました。

本日は、文書でのご回答を頂きたい。

2. 鈴木毅彦首都大学東京教授とのメールのやりとりに関係する文書、情報の公表について 先日、評価書においてD-1破砕帯が活断層であると判断した最大の根拠としていた 鈴木教授とのメールのやりとりに関係する文書、情報はすべて公表して頂くようお願いしました。

本日は、その検討結果を確認させて頂きたい。

3. 破砕帯調査に関する専門家による現地調査及び審議の実施について

当社は、10月31日の面談時に原子力規制庁から提示された論点整理の資料は、原子力規制委員会が今後の進め方を判断するための重要な資料となるため、原子力規制庁事務局による現地確認だけではなく、専門家による現地調査も行ったうえで、さらに専門家を交えて議論し、適正な判断基準に基づいて、しっかり検証していただきたいと考えております。

本件については、11月13日にお願いした事項でありますが、再度お願いしたい。

4. 破砕帯調査に関する審議の進め方について

当社としては、これまでの原子力規制委員会の審議の進め方については、具体的な 手順が未だ示されておりません。今後は、「意思決定のプロセスの開示を徹底する」との 原子力規制委員会の組織理念に基づき、今後の専門家による審議までの具体的手順、 スケジュールを明らかにして頂きたいと考えています。

本日は、それについて確認させて頂きたい。